

令和4年度鳥取市包括外部監査の結果に対する措置状況

事業名称	事項	担当課	詳細	措置状況	措置通知日
全般	指摘事項	出納室	<p>●事業の検査の在り方について</p> <p>各所管課の担当者が事業の「履行確認」の作業と事業の執行額に関する「確定検査」とを混同している状況が見受けられ、出納室の指示する3月31日という日を事後に記載しているためか、適正な時系列による確認・検査書類が作成されていない事案が散見された。また、額の確定検査においても、精査が不足している事案も見受けられた。事業費の適正な検査や精算を行っていくため、出納室発信の文書の見直しも含め、履行検査や確定検査に関する書式の再整備や、帳簿等を確認するといった実調査の徹底、それに向けた職員指導などを実施されたい。</p>	<p>下記2点を盛り込んだ「年度末及び新年度の出納事務に伴う注意事項等について」及び「年度末、年度始めにおける検査・検取事務処理及び令和5年度以降の契約事務について」を全庁に対し通知し、適正な取扱いの徹底を指示しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「相手方の行為の完了があった後支出するもの」は、年度末日までに履行が完了したことの確認を行うことが必須であり、契約期間の終了日に応じて、3月31日までの日付で業務等が完了した旨の書類（完了報告書等）を徴収すること。 ・委託料や補助金で、前述の完了報告書等とは別に、業務完了後に実績報告書の提出を求めることを規定しているものについては、それぞれの要綱等に従って、適切に検査を行うこと。 <p>合わせて、履行検査の手続きを整理した上で、支払事務の手引きに明記しました。</p>	R7.4.30